

国保連合会とのインタフェースの変更点について

2019年度介護報酬改定等における都道府県、保険者（市町村等）、及び事業所のシステム改修の対象範囲である国保連合会とのインタフェースの変更点について、以下のとおり示す。

1. 外部インタフェース仕様（2019年11月以降出力分に対する連合会の対応）

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	2019年11月以降出力分に対する連合会の対応	
				2019年10月以前の情報	2019年11月以降の情報
共通	＝	＝	・コード追加あり	＝	＝
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所異動連絡票情報（サービス情報） ・事業所訂正連絡票情報（サービス情報） 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更あり ・体制等状況に関する設定項目を変更する 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日が2019年9月30日以前の情報に設定されている場合はエラーとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日が2019年10月1日以降、必要に応じて設定する
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所情報更新結果情報（サービス情報） ・事業所台帳情報（サービス情報） 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所異動連絡票情報（サービス情報）」の内容に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記レイアウト方針に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記レイアウト方針に従う
保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者保有給付実績情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更なし ・明細情報レコード及び明細情報（住所地特例）レコードの単位数の設定について備考を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・入力に応じて設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・入力に応じて設定する

2. インタフェース項目（2019年11月以降出力分に対する連合会の対応）

変更する主なインタフェース項目を抜粋して以下に示す。変更箇所は、太字・下線・網掛けにて示す。

【インタフェース仕様書 共通編】

(1) コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容	
177	介護職員処遇改善加算	数字	1	平成27年3月以前	1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ
				平成27年4月以降	1:無し 5:加算Ⅰ 2:加算Ⅱ 3:加算Ⅲ 4:加算Ⅳ
				平成29年4月以降	1:無し 6:加算Ⅰ 5:加算Ⅱ 2:加算Ⅲ 3:加算Ⅳ 4:加算Ⅴ
<u>262</u>	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ</u>	

【インタフェース仕様書 都道府県編】

(1) 事業所異動連絡票情報 (サービス情報)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 ^{※1}			備考
					新規	変更	終了	
:								
146	介護職員処遇改善加算	数字	1	介護職員処遇改善加算をコードで設定する				※3、※4、 ※30
:								
<u>202</u>	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>介護職員等特定処遇改善加算をコードで設定する</u>				<u>※3、※4</u> <u>※51</u>

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4 サービス種類等により体制の無い加算については“0”または NULL を設定する。

※30 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※51 処理年月が2019年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2019年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が2019年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

(2) 事業所情報更新結果情報 (サービス情報)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
148	介護職員処遇改善加算	数字	1	介護職員処遇改善加算をコードで設定する	※1 ※8
:					
<u>204</u>	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>介護職員等特定処遇改善加算をコードで設定する</u>	<u>※11</u>

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※8 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。

※11 処理年月が2019年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2019年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。

【インタフェース仕様書 保険者編】

(1) 保険者保有給付実績情報

・ 明細情報レコード (複数レコード)

項番	項目名		属性	バイト数	内容	備考
:						
1 1	単位数		数字	4	単位数を設定する 食事サービスの場合、単価を設定する	※7 ※8 ※S
:						
2 1	決定後	単位数	数字	4	決定後の単位数を設定する 食事サービスの場合、決定後の単価を設定する	※7 ※8 ※S
:						

※7 サービス提供年月が平成15年4月以降平成17年9月以前の場合、食事サービス(サービス種類コード 50)の該当情報を設定する。

※8 以下のサービスを記載する場合には、“0”または NULL を設定する。

- ・ 福祉用具貸与(介護予防を含む)
- ・ 特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与(ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く)
- ・ 訪問看護(定期巡回・随時対応訪問介護看護)、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)(ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコード並びに一部加算等(特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、**介護職員等特定処遇改善加算**)のサービスコードを記載する場合を除く)
- ・ 訪問介護(指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合、指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合又は指定重度訪問介護事業所が行う場合)、通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型通所介護における共生型サービス
- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護における事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

・明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）

項番	項目名		属性	バイト数	内容	備考
:						
1 1	単位数		数字	4	単位数を設定する	※6 ※S
:						
2 2	決定後	単位数	数字	4	決定後の単位数を設定する	※6 ※S
:						

※6 以下のサービスを記載する場合には、“0”または NULL を設定する。

- ・夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコード並びに一部加算等（特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、**介護職員等特定処遇改善加算**）のサービスコードを記載する場合を除く）
- ・地域密着型通所介護における共生型サービス
- ・夜間対応型訪問介護における事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。